

2023年3月6日

ひかりTV利用規約（dアカウントのお客さま向け）

このたび、2023年4月12日をもって「[ひかりTV利用規約（dアカウントのお客さま向け）](#)」を以下のとおり改定いたします。会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

改定する規約と新旧対照表

「ひかりTV利用規約（dアカウントのお客さま向け）」（2023年4月12日改定版）

対象の条文	変更点	
第3条13項	追加	13. 第10条（月額基本料金）に定める契約種別が「専門チャンネル・ビデオプラン」である本サービス契約者は、当該本サービス契約者のdアカウントにより、当社が別途定める「Leminoご利用規約」に基づき提供するサービス「Lemino」（以下「Lemino」といいます。）の月額基本契約（以下「Lemino月額基本契約」といいます。）の契約者が利用可能なサービスを、その利用に必要な料金を別途ご負担いただくことなくご利用いただけます。ただし、Leminoのご利用には、Leminoご利用規約に基づく利用登録が必要となります。なお、本項において「本サービス契約者のdアカウント」とは、本サービス利用契約の申込み時にdアカウントを特定して申し込んだ場合には当該dアカウントを、それ以外の方法で申し込んだ場合には第8項によりひかりTV対応受信装置とペアリングしたdアカウントをそれぞれ指すものとします。
第3条14項	追加	14.前項の定めにかかわらず、本サービス契約者による「専門チャンネル・ビデオプラン」に係る月額基本契約の解約その他本規約に定める事由により当該契約が終了した時点で、Lemino月額基本契約で利用可能なサービスはご利用いただけなくなります。ただし、2023年4月11日以前に「dTV」の名称で提供されていたサービスに係る契約を締結していた場合であって、同年4月12日以降にLemino月額基本契約を締結しているものとみなされる本サービス契約者についてはこの限りではありません。
第4条8項	追加	8.前各項に定めるほか、第10条（月額基本料金）に定める契約種別が「専門チャンネル・ビデオプラン」に係る本サービス月額基本利用契約を申込もうとする申込者が、当該お申込みの時点でLemino月額基本契約を締結している場合、当該申込者は「専門チャンネル・ビデオプラン」に係る本サービス月額基本利用契約を申込みすることはできません。この場合、当該申込者はLemino月額基本契約をご自身で解約いただいた後、「専門チャンネル・ビデオプラン」に係る本サービス月額基本利用契約を申込みすることができます。ただし、2023年4月11日以前に「dTV」の名称で提供されていたサービスに係る契約を締結していた場合であって、同年4月12日以降にLemino月額基本契約を締結しているものとみなされる申込者についてはこの限りではありません。